

宮崎県林業・木材産業構造改革事業補助金交付要綱の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(申請書に添付する書類)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 規則第3条第4号の規定により補助金交付申請書に添付する書類は、林業・木材産業構造改革事業補助金に係る消費税仕入控除税額集計表(別記様式第5号)、誓約書(別記様式第6号)、県税に未納がないことの証明、特別徴収実施確認・開始誓約書(別記様式第7号)、資金計画書(別記様式第8号)及び農林水産業・食品産業の作業安全のための規範チェックシート(別記様式第9号の1から別記様式第9号の4まで)のうち、該当するものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(補助金の交付方法)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 別表第1左欄に掲げる3から12までの事業種目に係る補助事業者は、前項の概算払請求書を提出した後、補助金の交付を受けるまでの間に、当該事業種目に係る進捗状況及び経費の支払状況等について、当該事業種目の実施箇所を所管する西臼杵支庁長又は農林振興局長が規則第12条の規定により実施する実地調査を受けなければならない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(申請書に添付する書類)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 規則第3条第4号の規定により補助金交付申請書に添付する書類は、林業・木材産業構造改革事業補助金に係る消費税仕入控除税額集計表(別記様式第5号)、誓約書(別記様式第6号)、県税に未納がないことの証明、特別徴収実施確認・開始誓約書(別記様式第7号)、資金計画書(別記様式第8号)、<u>農林水産業・食品産業の作業安全のための規範チェックシート(別記様式第9号の1から別記様式第9号の4までのうち該当するもの)及び環境負荷低減チェックシート(別記様式第9号の5又は別記様式第9号の6)</u>とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(補助金の交付方法)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 別表第1左欄に掲げる3から<u>13</u>までの事業種目に係る補助事業者は、前項の概算払請求書を提出した後、補助金の交付を受けるまでの間に、当該事業種目に係る進捗状況及び経費の支払状況等について、当該事業種目の実施箇所を所管する西臼杵支庁長又は農林振興局長が規則第12条の規定により実施する実地調査を受けなければならない。</p> <p>4 (略)</p>

別表第1（第2条、第8条関係）

事業種目	補助対象経費	補助率	交付方法
1 地方 林業団体 協議会費	(略)	(略)	(略)
2 林業 機械作業 システム 整備	(略)	(略)	(略)
	<p>【造林保育型】</p> <p>(3) 事業実施主体が市町村又は市町村をまたがる広域的な事業を実施する(1)の事業実施主体(新たに造林事業を開始する者を除く。)の場合で、実施要領第2に定める林業経営構造対策事業のうち左記の事業(国実施要領別表2のIの1の3に規定する造林保育型のものに限る。)に取り組むために要する経費</p> <p>・林業用資材運搬ドローン ・上記以外の機械</p> <p>【素材生産型】</p> <p>(4) 事業実施主体が市町村又は市町村をまたがる広域的な事業を実施する(2)の事業実施主体の場合で、実施要領第2に定める林業経営構造対策事業のうち左記の事業(国実施要領別表2のIの1の3に規定する素材生産型のものに限る。)に取り組むために要する経費</p> <p>・次の①から③までをすべて満たす者が導入する高性能林</p>	<p><u>10/10以内</u></p> <p><u>ただし、市町村が当該事業に要する経費について以下の比率を超えて補助する場合には、以下の比率を限度とする。</u></p> <p><u>4/10</u></p> <p><u>1/3</u></p> <p><u>1/2</u></p>	

別表第1（第2条、第8条関係）

事業種目	補助対象経費	補助率	交付方法
1 地方 林業団体 協議会費	(略)	(略)	(略)
2 林業 機械作業 システム 整備	(略)	(略)	(略)
	<p>【造林保育型】</p> <p>(3) 事業実施主体が市町村又は市町村をまたがる広域的な事業を実施する(1)の事業実施主体(新たに造林事業を開始する者を除く。)の場合で、実施要領第2に定める林業経営構造対策事業のうち左記の事業(国実施要領別表2のIの1の3に規定する造林保育型のものに限る。)に取り組むために要する経費</p> <p>・林業用資材運搬ドローン ・上記以外の機械</p> <p>【素材生産型】</p> <p>(4) 事業実施主体が市町村又は市町村をまたがる広域的な事業を実施する(2)の事業実施主体の場合で、実施要領第2に定める林業経営構造対策事業のうち左記の事業(国実施要領別表2のIの1の3に規定する素材生産型のものに限る。)に取り組むために要する経費</p> <p>・次の①から③までをすべて満たす者が導入する高性能林</p>	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>4/10以内</u></p> <p><u>1/3以内</u></p> <p><u>1/2以内</u></p>	

	業機械 ① 森林施業プランナー育成対策事業実施要領（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 林政経第 301 号）に基づき、施業集約化に取り組む能力・体制を有するとして実践体制評価を受け認定されていること ② 年間 5,000 m ³ 以上の素材生産実績があり、目標年度までに 9,000 m ³ の素材生産量を達成することができること ③ 目標年度までに宮崎県が定める素材生産性の目標値の 1.5 倍の生産性を達成できること ・スイングヤーダ、ロングリーチハーベスタ、ロングリーチグラブプル、タワーヤーダ、架線式グラブプルと油圧集材機とを組み合わせたシステム及び IoT ハーベスタ ・林業用四輪駆動ダンプトラック ・上記以外の機械及び附帯施設	4/10 1/4 1/3			業機械 ① 森林施業プランナー育成対策事業実施要領（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 林政経第 301 号）に基づき、施業集約化に取り組む能力・体制を有するとして実践体制評価を受け認定されていること ② 年間 5,000 m ³ 以上の素材生産実績があり、目標年度までに 9,000 m ³ の素材生産量を達成することができること ③ 目標年度までに宮崎県が定める素材生産性の目標値の 1.5 倍の生産性を達成できること ・スイングヤーダ、ロングリーチハーベスタ、ロングリーチグラブプル、タワーヤーダ、架線式グラブプルと油圧集材機とを組み合わせたシステム及び IoT ハーベスタ ・林業用四輪駆動ダンプトラック ・上記以外の機械及び附帯施設	4/10 以内 1/4 以内 1/3 以内	
3～5 (略)	(略)	(略)	(略)	3～5 (略)	(略)	(略)	(略)
6 木材 加工流通 施設整備	(略)	(略)	(略)	6 木材 加工流通 施設整備	(略)	(略)	(略)
	(2) 事業実施主体が市町村又は市町村をまたがる広域的な事業を実施する(1)の事業実施主体の場合で、実施要領第2に定める木材産業構造改革事業のうち左記の事業に取り組むために要する経費 ・木材集出荷用機械（原木輸送用トラック）	10/10以内 (市町村が該当事業に要する経費の以下の比率を超えて補助する場合には以下の比率を限度とする。)	(略)		(2) 事業実施主体が市町村又は市町村をまたがる広域的な事業を実施する(1)の事業実施主体の場合で、実施要領第2に定める木材産業構造改革事業のうち左記の事業に取り組むために要する経費 ・木材集出荷用機械（原木輸送用トラック）	(削除)	(略)

	・上記以外の機械及び施設装置	1/2			・上記以外の機械及び施設装置	1/2 以内	
7 森林バイオマス等活用施設整備	(略)	(略)	(略)	7 森林バイオマス等活用施設整備	(略)	(略)	(略)
8 木造公共施設整備	(1) 事業実施主体が地方公共団体が出資する法人、特別区、地方公共団体の組合その他整備主体の場合で、実施要領第2に定める木材産業構造改革事業のうち左記の事業に取り組むために要する経費につき、市町村が当該事業に要する経費を補助する場合における補助経費	10/10以内 (市町村が当該事業に要する経費の1/2の比率を超えて補助する場合には、1/2を限度とする。)	(略)	8 木造公共施設整備	(1) 事業実施主体が地方公共団体が出資する法人、特別区、地方公共団体の組合その他整備主体の場合で、実施要領第2に定める木材産業構造改革事業のうち左記の事業に取り組むために要する経費につき、市町村が当該事業に要する経費を補助する場合における補助経費	10/10 以内 (市町村が当該事業に要する経費の以下の比率を超えて補助する場合には、以下の比率を限度とする。)	(略)
	(略)	(略)			<ul style="list-style-type: none"> ・木造公共施設、木製外構施設、附帯施設等 ・木質内装 ・CLT等の強度又は耐火性に優れた建築用木材を構造耐力上主要な部分に活用する建築物、耐火建築物又は三階建ての準耐火建築物、角材を活用した壁柱や重ね梁を活用した建築物など、特にモデル性が高い建築物 	15% 3.75% 1/2	
	(略)	(略)			(略)	(略)	
9～11 (略)	(略)	(略)	(略)	9～11 (略)	(略)	(略)	(略)

				<u>12 被災施設等の再整備</u>	<u>自然災害等により被災した地域における被災施設等の補修、修理、整備等に要する経費。</u>	<u>10/10 以内</u> <u>ただし、市町村が当該事業に要する経費について 1/2 の比率を超えて補助する場合には、1/2 を限度とする。</u>	
<u>12</u> 附帯事業費	(略)	(略)	(略)	<u>13</u> 附帯事業費	(略)	(略)	(略)
<u>13</u> 附帯事務費	(略)	(略)	(略)	<u>14</u> 附帯事務費	(略)	(略)	(略)

(新設)

様式第9号の5

環境負荷低減チェックシート(林業事業者等向け)			
事業実施主体名		提出時期	
記入年月日		申請時(します)口	報告時(しました)口
	チェック	(1) 適正な施肥 ※種苗生産を行う場合(該当しない口)	
①	<input type="checkbox"/>	肥料の適正な保管	
②	<input type="checkbox"/>	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	
	チェック	(2) 適正な防除 ※農薬を使用する場合(該当しない口)	
③	<input type="checkbox"/>	農薬の適正な使用・保管	
④	<input type="checkbox"/>	農薬の使用状況等の記録・保存	
	チェック	(3) エネルギーの節減	
⑤	<input type="checkbox"/>	林業機械や施設の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	
⑥	<input type="checkbox"/>	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	
	チェック	(4) 悪臭及び害虫の発生防止 ※発生源となる場所で作業をする又は発生原因となるものを扱う場合(該当しない口)	
⑦	<input type="checkbox"/>	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	
	チェック	(5) 廃棄物の発生抑制、適切な循環的な利用及び適正な処分	
⑧	<input type="checkbox"/>	廃棄物の削減に努め、適正に処理	
⑨	<input type="checkbox"/>	未利用材の有効活用を検討	
	チェック	(6) 生物多様性への悪影響の防止	
⑩	<input type="checkbox"/>	生物多様性に配慮した事業実施(物資調達、施業等)に努める	
	チェック	(7) 環境関係法令の遵守等	
⑪	<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解	
⑫	<input type="checkbox"/>	関係法令の遵守	
⑬	<input type="checkbox"/>	林業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	
⑭	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める	
注: (1)、(2)又は(4)の※で示す場合に該当しない場合は、「該当しない」にチェックすることとし、 該当項目の各取組のチェック欄へのチェックは要しない。			

(新設)

様式第9号の6

環境負荷低減チェックシート(その他民間事業者・自治体等向け)			
事業実施主体名		提出時期	
記入年月日		申請時(します) <input type="checkbox"/>	報告時(しました) <input type="checkbox"/>
	チェック	(1) エネルギーの節減	
①	<input type="checkbox"/>	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	
②	<input type="checkbox"/>	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと(照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃料効率のよい機械の利用等)を検討	
③	<input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した商品、原材料等の調達を検討	
	チェック	(2) 悪臭及び害虫の発生防止 ※発生源となる場所で作業をする又は発生原因となるものを扱う場合(該当しない <input type="checkbox"/>)	
④	<input type="checkbox"/>	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	
	チェック	(3) 廃棄物の発生抑制、適切な循環的な利用及び適正な処分	
⑤	<input type="checkbox"/>	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	
⑥	<input type="checkbox"/>	資源の再利用を検討	
	チェック	(4) 生物多様性への悪影響の防止	
⑦	<input type="checkbox"/>	生物多様性に配慮した事業実施に努める ※ 生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合(該当しない <input type="checkbox"/>)	
⑧	<input type="checkbox"/>	排水処理に係る水質汚濁防止の遵守 ※ 特定事業場である場合(該当しない <input type="checkbox"/>)	
	チェック	(5) 環境関係法令の遵守等	
⑨	<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解	
⑩	<input type="checkbox"/>	関係法令の遵守	
⑪	<input type="checkbox"/>	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	
⑫	<input type="checkbox"/>	機械等の適切な整備と管理に努める(該当しない <input type="checkbox"/>)	
⑬	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める	
注:(2)、(4)の⑦若しくは⑧又は(5)の⑫に該当しない場合は、「該当しない」にチェックすることとし、該当項目の各取組のチェック欄へのチェックは要しない。			

附 則

この要綱は、令和6年5月9日から施行し、令和6年度予算に係る宮崎県林業・木材産業構造改革事業補助金から適用する。